

令和 5 年 11 月 30 日

令和 5 年度 栃木県議会
第 398 回 通常会議 議案 (1)

令和5年度栃木県議会 第398回通常会議議案（1）目次

第1号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	4
第2号議案	栃木県行政機関設置条例の一部改正について……………	46
第3号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について……………	50
第4号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について……………	51
第5号議案	栃木県手数料条例の一部改正について……………	54
第6号議案	栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正について……………	56
第7号議案	栃木県道路占用料徴収条例の一部改正について……………	59
第8号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について……………	64
第9号議案	栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例の廃止について……………	78
第10号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	79
第11号議案	栃木県収用委員会委員の任命同意について……………	80
第12号議案	当せん金付証票の発売について（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）……………	81
第13号議案	当せん金付証票の発売について（地域医療等振興自治宝くじ）……………	82

第14号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	83
第15号議案	工事請負契約の締結について（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）	84
第16号議案	工事請負変更契約の締結について（主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）下部工建設工事その2）	85
第17号議案	特定事業契約の変更について（新青少年教育施設整備運営事業）	86
第18号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について	87
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	89

第1号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,800円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定</p>

幹部職員」という。)にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

幹部職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政 職 給 料 表

職員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号										

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	

80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			

	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

公安職給料表

職 員 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	

21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	

48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	

74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			

101	310,500	334,800	360,700	388,700
102	311,500	335,700	361,800	389,200
103	312,500	336,700	362,900	389,800
104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	

	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	381,300
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	383,900
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	386,300
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	388,800
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	391,000
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	393,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	395,800
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	398,200
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	400,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	403,200
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	405,800
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	408,100
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	410,300
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	412,700
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	415,200
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	417,600
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	419,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	421,600
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	423,700
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	425,900
21	194,100	256,000	333,700	372,700	427,800	

22	196,100	258,300	335,100	374,600	429,900
23	198,100	260,500	336,300	376,300	432,000
24	199,900	262,700	337,700	378,000	433,900
25	201,700	265,000	339,300	379,400	435,600
26	203,900	267,300	341,000	381,100	437,400
27	206,000	269,500	342,800	383,000	439,300
28	208,100	271,600	344,400	384,900	441,200
29	210,200	273,900	346,000	386,600	443,000
30	211,300	276,000	347,600	388,400	444,800
31	212,600	277,900	349,000	390,300	446,600
32	213,900	279,700	350,300	392,100	448,300
33	215,600	281,400	351,500	393,600	450,100
34	217,300	283,400	352,900	395,400	451,600
35	219,100	285,400	354,200	397,000	453,000
36	220,700	287,200	355,500	398,700	454,500
37	222,200	288,900	356,700	399,900	455,900
38	224,100	290,000	357,900	401,300	457,200
39	226,000	291,100	359,100	402,700	458,500
40	227,700	292,200	360,300	404,100	459,700
41	229,400	293,200	361,000	405,400	460,700
42	231,000	293,900	362,100	406,700	461,400
43	232,700	294,400	363,300	408,200	462,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	462,900
45	235,700	295,400	365,500	410,900	463,600
46	237,200	296,300	366,700	412,100	464,400
47	238,700	297,300	367,900	413,700	465,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	465,700

49	241,500	299,200	370,000	416,500	466,200
50	243,200	300,200	371,300	417,900	466,800
51	244,800	301,100	372,600	419,300	467,400
52	246,200	302,000	373,800	420,700	468,000
53	247,400	303,000	374,500	422,100	468,500
54	249,000	303,900	375,500	423,500	469,000
55	250,600	304,700	376,400	424,900	469,400
56	252,000	305,500	377,200	426,300	469,700
57	253,200	305,900	377,900	427,400	470,000
58	254,400	306,600	378,600	428,700	
59	255,300	307,500	379,300	430,100	
60	256,200	308,200	380,000	431,400	
61	257,100	308,900	380,600	432,200	
62	257,900	309,900	381,300	433,100	
63	258,700	310,800	382,100	434,100	
64	259,500	311,700	382,900	435,000	
65	260,300	312,500	383,500	435,900	
66	261,100	313,400	384,300	436,700	
67	261,800	314,300	385,000	437,300	
68	262,400	315,200	385,700	438,100	
69	263,000	316,100	386,300	438,500	
70	264,000	317,100	387,000	439,100	
71	265,200	318,100	387,700	439,600	
72	266,200	319,100	388,400	440,100	
73	267,400	319,600	389,100	440,600	
74	268,600	320,600	389,700		

75	269,600	321,700	390,300
76	270,600	322,700	391,000
77	271,600	323,800	391,700
78	272,600	324,800	392,300
79	273,600	325,700	392,900
80	274,500	326,600	393,500
81	275,500	327,500	394,100
82	276,600	328,300	394,700
83	277,700	329,000	395,300
84	278,600	329,600	395,900
85	279,500	330,100	396,400
86	280,400	330,600	396,900
87	281,300	331,100	397,400
88	282,000	331,500	398,100
89	282,800	331,800	398,500
90	283,900	332,300	
91	284,900	332,800	
92	285,900	333,200	
93	286,800	333,500	
94	287,700	333,900	
95	288,700	334,300	
96	289,600	334,700	
97	289,900	335,200	
98	290,800	335,700	
99	291,500	336,200	
100	292,400	336,700	

	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年 前任 再 用 短 時 勤 務 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 375,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。
別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 給	1	2	3	4
		級	級	級	級
号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年		円	円	円	円
前 再	1	264,700	346,600	406,900	474,700
任 用	2	267,200	349,600	409,600	477,000
短 時	3	269,600	352,400	412,100	479,200
間 勤	4	272,000	355,300	414,700	481,500
務 職					
員 以	5	274,100	357,800	417,100	483,700
外 の	6	277,600	360,800	419,100	485,800
職 員	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300

20	327, 700	399, 300	449, 500	514, 100
21	331, 300	401, 900	450, 900	515, 900
22	335, 000	403, 900	453, 300	517, 700
23	338, 400	405, 500	455, 600	519, 500
24	341, 700	407, 100	457, 800	521, 300
25	345, 000	408, 800	459, 800	522, 900
26	347, 500	411, 000	462, 100	524, 700
27	350, 000	413, 100	464, 300	526, 500
28	352, 300	415, 100	466, 600	528, 300
29	354, 400	417, 200	468, 700	529, 900
30	356, 100	419, 300	470, 900	531, 700
31	357, 800	420, 900	473, 200	533, 500
32	359, 600	422, 600	475, 300	535, 300
33	361, 500	424, 500	477, 100	536, 900
34	363, 700	426, 000	479, 200	538, 700
35	365, 800	427, 800	481, 300	540, 400
36	367, 800	429, 600	483, 300	542, 100
37	369, 700	431, 500	485, 400	543, 700
38	371, 900	433, 500	487, 100	545, 300
39	374, 000	435, 300	488, 900	546, 700
40	376, 000	437, 200	490, 700	548, 300
41	378, 000	439, 000	492, 300	549, 800
42	378, 700	440, 700	494, 100	551, 200
43	379, 300	442, 400	495, 900	552, 600
44	380, 000	444, 200	497, 500	553, 900
45	380, 900	446, 000	498, 900	555, 100

46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	

73	475,200	528,900
74	475,800	529,800
75	476,500	530,700
76	477,200	531,400
77	477,600	532,200
78	478,200	533,100
79	478,800	534,000
80	479,300	534,900
81	479,900	535,700
82	480,400	536,600
83	480,900	537,500
84	481,400	538,400
85	481,800	539,200
86	482,400	540,100
87	482,800	541,000
88	483,300	541,900
89	483,800	542,700
90	484,400	
91	485,000	
92	485,400	
93	485,900	
94	486,500	
95	487,100	
96	487,600	
97	488,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	

17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200

43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		

69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	

	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職 員 区 分	職 務 の 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500	

24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900

50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		

77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	

103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		

129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					

	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに	(初任給調整手当) 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに

あつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 略

(2) 獣医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 45,000円

(3) 略

2・3 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職

あつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 略

(2) 獣医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 30,000円

(3) 略

2・3 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職

<p>員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>11 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前3項の規定の適用については、附則第8項第1号中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、人事委員会規則で定める額を減じた額」と、同項第2号及び附則第9項中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円）」とあるのは「3,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。</p>	<p>11 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前3項の規定の適用については、附則第8項第1号中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、人事委員会規則で定める額を減じた額」と、同項第2号及び附則第9項中「加算額の欄の額」とあるのは「加算額の欄の額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、前項中「3,000円）」とあるのは「3,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」とする。</p>

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

片 道 の 通 勤 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,110円
8	10	2,630

10	12	1,250
12	14	2,760
14	16	1,380
16	18	2,900
18	20	4,410
20	22	3,030
22	24	4,550
24	26	3,170
26	28	4,680
28	30	6,200
30	32	4,820
32	34	6,330
34	36	4,950
36	38	6,470
38	40	7,980
40	42	6,700
42	44	8,220
44	46	7,940
46	48	9,450
48	50	10,970
50	52	10,690
52	54	12,210
54	56	11,920
56	58	13,440
58	60	14,960
60	62	14,670
62	64	16,190
64	66	17,710
66	68	19,230
68	70	20,740
70	72	22,260
72	74	23,780

74	76	25,290
76	78	26,810
78	80	28,330
80		29,850

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 3 略	(職員の給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 3 略

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

6	718,000
7	839,000

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与条例の適用除外等)	(職員の給与条例の適用除外等)
<p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																								
<p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">給 給</th> <th style="text-align: center;">料 料</th> <th style="text-align: center;">月 月</th> <th style="text-align: center;">額 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給 給	料 料	月 月	額 額					円	1				402,000	2				461,000	<p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">給 給</th> <th style="text-align: center;">料 料</th> <th style="text-align: center;">月 月</th> <th style="text-align: center;">額 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> </tbody> </table>	号	給 給	料 料	月 月	額 額					円	1				398,000	2				456,000
号	給 給	料 料	月 月	額 額																																					
				円																																					
1				402,000																																					
2				461,000																																					
号	給 給	料 料	月 月	額 額																																					
				円																																					
1				398,000																																					
2				456,000																																					

3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号	給料月額	額
		円
1		336,000
2		371,000
3		398,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号	給料月額	額
		円
1		332,000
2		367,000
3		394,000

3～6 略

3～6 略

（給与条例の適用除外等）

（給与条例の適用除外等）

第6条 略

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第6条 略	（給与条例の適用除外等） 第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第8条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

第9条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p>

2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3の改正規定に限る。）は令和6年1月1日から、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第8条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第2号議案

栃木県行政機関設置条例の一部改正について

栃木県行政機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県行政機関設置条例の一部を改正する条例

栃木県行政機関設置条例（昭和39年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
	<p style="text-align: center;"><u>(環境森林事務所)</u></p> <p>第3条 <u>生活環境及び自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、環境森林事務所を設置する。</u></p> <p>2 <u>環境森林事務所の名称、位置及び所管区域（生活環境に関する事務に係る所管区域にあつては宇都宮市、栃木市、小山市、下野市及び下都賀郡の区域を除き、自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務に係る所管区域にあつては矢板市、さくら市及び塩谷郡の区域を除く。）は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県西環境森林事務所</td> <td>日光市</td> <td>鹿沼市、日光市</td> </tr> <tr> <td>栃木県東環境森林事務所</td> <td>真岡市</td> <td>宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡</td> </tr> <tr> <td>栃木県北環境森林事務所</td> <td>大田原市</td> <td>大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡</td> </tr> <tr> <td>栃木県南環境森林事務所</td> <td>佐野市</td> <td>足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	栃木県西環境森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市	栃木県東環境森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡	栃木県北環境森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡	栃木県南環境森林事務所	佐野市	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡
名 称	位 置	所 管 区 域														
栃木県西環境森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市														
栃木県東環境森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡														
栃木県北環境森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡														
栃木県南環境森林事務所	佐野市	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡														

第3条～第8条 略

(環境森林事務所)

第9条 生活環境及び自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、環境森林事務所を設置する。

2 環境森林事務所の名称、位置及び所管区域（生活環境に関する事務に係る所管区域にあつては宇都宮市、栃木市、小山市、下野市及び下都賀郡の区域を除き、自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務に係る所管区域にあつては矢板市、さくら市及び塩谷郡の区域を除く。）は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県西環境森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市
栃木県東環境森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡

(環境管理事務所)

第4条 生活環境に関する事務を分掌させるため、環境管理事務所を設置する。

2 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県小山環境管理事務所	小山市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡

(森林管理事務所)

第5条 自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、森林管理事務所を設置する。

2 森林管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県矢板森林管理事務所	矢板市	矢板市、さくら市、塩谷郡

第6条～第11条 略

栃木県北環境 森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡
栃木県南環境 森林事務所	佐野市	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡

(環境管理事務所)

第10条 生活環境に関する事務を分掌させるため、環境管理事務所を設置する。

2 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県小山環境 管理事務所	小山市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡

(森林管理事務所)

第11条 自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、森林管理事務所を設置する。

2 森林管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県矢板森林 管理事務所	矢板市	矢板市、さくら市、塩谷郡

(労政事務所)

第13条 地方自治法附則第4条第2項の規定に基づき、労政事務所を設置する。

2 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県宇都宮労 政事務所	宇都宮市	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、那須烏山市、河内郡上三川町、芳賀郡、塩谷郡高根沢町、那須郡那珂川町

栃木県小山労政事務所	小山市	小山市、栃木市、下野市、下都賀郡
栃木県大田原労政事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町
栃木県足利労政事務所	足利市	足利市、佐野市

第13条 略

第14条・第15条 略

(土木事務所)

第16条 略

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域(都市公園に関する事務に係る所管区域を除く。)は、次のとおりとする。

略

3 都市公園に関する事務に係る所管区域については、県内全域を栃木県宇都宮土木事務所の所管区域とする。

第17条・第18条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第14条 略

(農業環境指導センター)

第15条 肥料、飼料及び農薬に関する事務並びに植物の検疫及び防除に関する事務を分掌させるため、農業環境指導センターを設置する。

2 農業環境指導センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県農業環境指導センター	宇都宮市	県内全域

第16条・第17条 略

(土木事務所)

第18条 略

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域_____は、次のとおりとする。

略

第19条・第20条 略

第3号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条関係）		別表第1 （第2条、第3条関係）	
1～12 略		1～12 略	
13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定	<u>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市、那須塩原市、 さくら市及び下野市</u>	13 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定	<u>栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市、那須塩原市及びさくら市</u>
13の2～42 略		13の2～42 略	

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

第4号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）</u>であって自らが保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4 前2項の規定により<u>特定個人情報又は利用特定個人情報</u>を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 県の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>4 前2項の規定により<u>特定個人情報</u>を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情</p>

報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事務
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2～7 略	

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの	略
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関

報_____と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事務
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金_____の支給又は_____保護に要する費用の返還_____に関する事務であって規則で定めるもの
2～7 略	

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施_____に関する事務（以下「外国人生活保護実施等事務」という。）であって規則で定めるもの	略
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は就労自立支援金_____の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関

	係情報」という。)であつて規則で定めるもの		係情報」という。)であつて規則で定めるもの
4～7 略		4～7 略	

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成20年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1 （第2条関係） 1・2 略 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、 <u>保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</u> に関する事務であつて規則で定めるもの 4・5 略	別表第1 （第2条関係） 1・2 略 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金_____の支給又は_____保護に要する費用の返還_____に関する事務であつて規則で定めるもの 4・5 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

第5号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～282 略		1～282 略	
283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項 _____ の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
284～517 略		284～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号議案

栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正について

栃木県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例

栃木県障害者差別解消推進条例（平成28年栃木県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県、<u>県民及び事業者</u>の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 この条例において「事業者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民<u>及び事業者</u>が、多様な</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民<u> </u>の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民<u> </u>が、多様な</p>

人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 略

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者差別対応指針)

第7条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民及び事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4 略

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第9条 県は、県民及び事業者が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第13条 略

2 略

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 略

(県民の責務)

第6条 県民_____は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者差別対応指針)

第7条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民_____が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民_____の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4 略

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第9条 県は、県民_____が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第13条 略

2 略

(あっせん)

第15条 障害者は、自己に対する事業者_____

_____による第12条又は第13条第3項の規定に違反する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。

2 略

(あっせん)

第15条 障害者は、自己に対する事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7項に規定する事業者をいう。以下同じ。）による第12条に規定する行為

_____（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。

2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第7号議案

栃木県道路占用料徴収条例の一部改正について

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例（昭和28年栃木県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
占有物件		単位	占有料（単位円）			占有物件		単位	占有料（単位円）		
			所在地						所在地		
			第3級地	第4級地	第5級地				第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	<u>570</u>	<u>480</u>	<u>430</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	<u>510</u>	<u>420</u>	<u>380</u>
	第2種電柱		<u>870</u>	<u>730</u>	<u>670</u>		第2種電柱		<u>790</u>	<u>650</u>	<u>580</u>
	第3種電柱		<u>1,200</u>	<u>990</u>	<u>900</u>		第3種電柱		<u>1,100</u>	<u>880</u>	<u>780</u>
	第1種電話柱		<u>510</u>	<u>430</u>	<u>390</u>		第1種電話柱		<u>460</u>	<u>380</u>	<u>340</u>
	第2種電話柱		<u>810</u>	<u>680</u>	<u>620</u>		第2種電話柱		<u>730</u>	<u>610</u>	<u>540</u>
	第3種電話柱		<u>1,100</u>	<u>940</u>	<u>850</u>		第3種電話柱		<u>1,000</u>	<u>830</u>	<u>740</u>
	その他の柱類		<u>51</u>	<u>43</u>	<u>39</u>		その他の柱類		<u>46</u>	<u>38</u>	<u>34</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		略	略	略		<u>4</u>		共架電線その他上空に設ける線類	略	略
地下に設ける電線その他の線類	略	<u>3</u>		略	地下に設ける電線その他の線類	略	<u>2</u>	略			
路上に設ける変圧器	略	<u>490</u>	<u>420</u>	<u>380</u>	路上に設ける変圧器	略	<u>450</u>	<u>370</u>	<u>330</u>		

			地下に設ける変圧器	略	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>				地下に設ける変圧器	略	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>			
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>				変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>			
			郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>	<u>360</u>	<u>330</u>				郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>380</u>	<u>320</u>	<u>280</u>			
			広告塔	略	<u>1,800</u>	<u>870</u>	<u>590</u>				広告塔	略	<u>1,900</u>	<u>960</u>	<u>670</u>			
			その他のもの	略	<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>				その他のもの	略	<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>			
法第32条第1項第2号に掲げる物件			外径が0.07メートル未満のもの	略	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>16</u>				法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>14</u>			
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>	<u>26</u>	<u>23</u>				外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>	<u>23</u>	<u>20</u>			
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>	<u>38</u>	<u>35</u>				外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>	<u>34</u>	<u>30</u>			
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61</u>	<u>51</u>	<u>47</u>				外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>	<u>45</u>	<u>41</u>			
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91</u>	<u>77</u>	<u>70</u>				外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>	<u>68</u>	<u>61</u>			
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>	<u>100</u>	<u>93</u>				外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>	<u>91</u>	<u>81</u>			
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>	<u>180</u>	<u>160</u>				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>	<u>160</u>	<u>140</u>			
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>			
			外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>	<u>510</u>	<u>470</u>				外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>	<u>450</u>	<u>410</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検	地下に設けるもの	略	略	<u>3</u>	略				法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検	地下に設けるもの	略	略	<u>2</u>	略
		その他のもの		<u>10</u>	<u>9</u>	<u>8</u>				その他のもの			<u>9</u>	<u>8</u>	<u>7</u>			

	助 施 設	知の対象として設置する導線その他の線類								
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	略	<u>810</u>	<u>680</u>	<u>620</u>				
		その他のもの	上空に設けるもの	略	<u>510</u>	<u>430</u>	<u>390</u>			
					地下に設けるもの	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>		
その他のもの			<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			略	<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		<u>$A \times 0.004$</u>						
		階数が2のもの		<u>$A \times 0.006$</u>						
		階数が3以上のもの		<u>$A \times 0.007$</u>						
	上空に設ける通路		<u>900</u>	<u>430</u>	<u>290</u>					
	地下に設ける通路		<u>540</u>	<u>260</u>	<u>180</u>					
その他のもの			<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>18</u>	<u>9</u>	<u>6</u>					
	その他のもの	略	<u>180</u>	<u>87</u>	<u>59</u>					
道路法施行令（昭和27年政令第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	略	<u>180</u>	<u>87</u>	<u>59</u>				

	助 施 設	知の対象として設置する導線その他の線類								
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	略	<u>730</u>	<u>610</u>	<u>540</u>				
		その他のもの	上空に設けるもの	略	<u>460</u>	<u>380</u>	<u>340</u>			
					地下に設けるもの	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>		
その他のもの			<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			略	<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		<u>$A \times 0.005$</u>						
		階数が2のもの		<u>$A \times 0.008$</u>						
		階数が3以上のもの		<u>$A \times 0.01$</u>						
	上空に設ける通路		<u>930</u>	<u>480</u>	<u>330</u>					
	地下に設ける通路		<u>560</u>	<u>290</u>	<u>200</u>					
その他のもの			<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>19</u>	<u>10</u>	<u>7</u>					
	その他のもの	略	<u>190</u>	<u>96</u>	<u>67</u>					
道路法施行令（昭和27年政令第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	略	<u>190</u>	<u>96</u>	<u>67</u>				

479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	略	<u>1,800</u>	<u>870</u>	<u>590</u>
	標識		略	<u>810</u>	<u>680</u>	<u>620</u>
	旗ざお		略	<u>180</u>	<u>87</u>	<u>59</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>18</u>	<u>9</u>	<u>6</u>
		その他のもの	略	<u>180</u>	<u>87</u>	<u>59</u>
アーチ		略	<u>1,800</u>	<u>870</u>	<u>590</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物			略	<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>
令第7条第3号に掲げる施設				<u>A×0.031</u>		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			略	<u>180</u>	<u>87</u>	<u>59</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>	<u>85</u>	<u>78</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		略	<u>A×0.012</u>	<u>A×0.014</u>	<u>A×0.017</u>
	上空に設けるもの			<u>A×0.017</u>		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		<u>A×0.004</u>		
		階数が2のもの		<u>A×0.006</u>		
		階数が3以上のもの		<u>A×0.007</u>		

479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	略	<u>1,900</u>	<u>960</u>	<u>670</u>
	標識		略	<u>730</u>	<u>610</u>	<u>540</u>
	旗ざお		略	<u>190</u>	<u>96</u>	<u>67</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>19</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
		その他のもの	略	<u>190</u>	<u>96</u>	<u>67</u>
アーチ		略	<u>1,900</u>	<u>960</u>	<u>670</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物			略	<u>910</u>	<u>760</u>	<u>680</u>
令第7条第3号に掲げる施設				<u>A×0.033</u>		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			略	<u>190</u>	<u>96</u>	<u>67</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>91</u>	<u>76</u>	<u>68</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		略	<u>A×0.016</u>	<u>A×0.019</u>	<u>A×0.023</u>
	上空に設けるもの			<u>A×0.023</u>		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		<u>A×0.005</u>		
		階数が2のもの		<u>A×0.008</u>		
		階数が3以上のもの		<u>A×0.01</u>		

		の					の		
	その他のもの	$A \times 0.025$				その他のもの	$A \times 0.033$		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$\frac{A \times 0.015}{}$	略	$\frac{A \times 0.022}{}$	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$\frac{A \times 0.016}{}$	略	$\frac{A \times 0.023}{}$
	その他のもの	$\frac{A \times 0.011}{}$	$\frac{A \times 0.014}{}$	$\frac{A \times 0.015}{}$		その他のもの	$\frac{A \times 0.012}{}$	$\frac{A \times 0.013}{}$	$\frac{A \times 0.016}{}$
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$A \times 0.022$			令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$A \times 0.023$		
	その他のもの	$\frac{A \times 0.011}{}$	$\frac{A \times 0.014}{}$	$\frac{A \times 0.015}{}$		その他のもの	$\frac{A \times 0.012}{}$	$\frac{A \times 0.013}{}$	$\frac{A \times 0.016}{}$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.015}{}$	略	$\frac{A \times 0.022}{}$	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016}{}$	略	$\frac{A \times 0.023}{}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.022$				上空に設けるもの	$A \times 0.023$		
	その他のもの	$A \times 0.031$				その他のもの	$A \times 0.033$		
令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.025$			令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.033$		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.015}{}$	略	$\frac{A \times 0.022}{}$	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016}{}$	略	$\frac{A \times 0.023}{}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.022$				上空に設けるもの	$A \times 0.023$		
	その他のもの	$A \times 0.031$				その他のもの	$A \times 0.033$		
令第7条第14号に掲げる施設		$A \times 0.031$			令第7条第14号に掲げる施設		$A \times 0.033$		
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第8号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職員 の 区 分	職 務 の 級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700

13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800

41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	
47	252,100	309,000	366,600	414,900	
48	253,100	311,200	368,500	416,400	
49	254,200	313,300	370,100	418,000	
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	

68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	452,700
79	286,100	369,300	413,500	453,200
80	287,000	370,900	414,900	453,700
81	287,800	372,300	416,200	454,200
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	

95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	

122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100
145	327,500	417,300
146	327,700	
147	328,000	
148	328,300	

	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

備考

1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）

教 育 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年		円	円	円	円	円
前 再	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
任 用	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
短 時	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
間 勤	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
務 職						
員 以	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
外 の	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
職 員	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400

9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500

36	237, 200	262, 100	345, 800	369, 300	450, 000
37	238, 500	264, 300	347, 600	371, 000	450, 500
38	239, 900	266, 500	349, 300	372, 500	451, 000
39	241, 300	268, 900	351, 000	373, 800	451, 500
40	242, 700	271, 000	352, 600	375, 200	452, 000
41	244, 000	273, 300	354, 100	376, 300	452, 500
42	245, 300	275, 600	355, 800	377, 700	453, 000
43	246, 500	277, 800	357, 400	379, 100	453, 500
44	247, 800	279, 900	359, 000	380, 600	454, 000
45	249, 100	282, 000	360, 700	382, 000	454, 500
46	250, 400	284, 200	362, 400	383, 600	
47	251, 600	286, 300	363, 700	385, 100	
48	252, 700	288, 200	365, 100	386, 600	
49	253, 800	290, 300	366, 300	387, 900	
50	255, 100	292, 000	367, 800	389, 400	
51	256, 400	293, 800	369, 400	390, 800	
52	257, 400	295, 500	370, 900	392, 100	
53	258, 500	296, 800	372, 300	393, 300	
54	259, 900	298, 800	373, 800	394, 600	
55	260, 900	300, 700	375, 300	395, 700	
56	261, 900	302, 700	376, 700	396, 800	
57	262, 900	304, 700	378, 100	398, 000	
58	263, 900	306, 800	379, 500	399, 200	
59	264, 900	309, 000	380, 800	400, 400	
60	265, 900	311, 200	382, 100	401, 600	
61	266, 800	313, 300	383, 000	402, 700	
62	267, 500	315, 600	384, 200	403, 700	

63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500

90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	

117	305,800	389,900	417,700
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	
137		401,200	
138		401,500	
139		401,800	
140		402,100	
141		402,400	
142		402,700	
143		403,000	
144		403,300	

	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定

による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

第9号議案

栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例の廃止について

栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例（昭和35年栃木県条例第5号）
- (2) 栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例（昭和48年栃木県条例第45号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第10号議案

栃木県教育委員会委員の任命同意について

栃木県教育委員会委員として、次の者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

松 金 公 正

第11号議案

栃木県収用委員会委員の任命同意について

栃木県収用委員会委員として、次の者の任命について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

浅 香 達 夫

安 田 真 道

鈴 木 健 司

第12号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和6年度中に当せん金付証票（全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

発売総額 18,000,000,000円以内

第13号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき、令和6年度中に当せん金付証票（地域医療等振興自治宝くじ）を次のとおり発売するものとする。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

発売総額 10,500,000,000円以内

第14号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和5年度栃木県議会第395回通常会議において、第6号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
県営林道事業費	日光市	円 61,800,000	円 17,600,000	円 71,300,000	円 21,867,600

第15号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 工事施工箇所 宇都宮市西川田町
- 2 工 事 名 栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 803,880,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市築瀬町2500番地15
増渕・渡辺・興建特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社増渕組 代表取締役 増 渕 勝 明

第16号議案

工事請負変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和5年11月30日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 那須塩原市黒磯
- 2 工 事 名 主要地方道西那須野那須線那珂川橋（仮称）下部工建設工事その2
- 3 契 約 者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契 約 の 方 法 総合評価一般競争入札
- 5 契 約 金 額 590,711,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市西川田東町15番21号

オリエンタル白石株式会社栃木営業所 所長 伊藤 尚史

第17号議案

特定事業契約の変更について

令和2年度栃木県議会第369回通常会議において、第10号議案として議決を経た特定事業契約（新青少年教育施設整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和5年11月30日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を6,953,683,572円とする。

第18号議案

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月30日 提出

栃木県知事 福田 富一

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
別表（第21条関係）		別表（第21条関係）	
1 土地		1 土地	
所在地	面積（㎡）	所在地	面積（㎡）
略		略	
宇都宮市陽南4丁目925番13 <u>（令和5年9月同925番13及び同925番17に分筆）</u> <u>（令和6年2月同925番17を宇都宮市に譲渡）</u>	16,128.07 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更並びに令和5年9月の分筆及び当該分筆部分に係る令和6年2月の一部譲渡により、現在は <u>15,580.53</u> ）	宇都宮市陽南4丁目925番13	16,128.07 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更_____により、現在は <u>16,177.98</u> ）
宇都宮市陽南4丁目925番14 （平成30年7月同925番14及び同925番16に分筆） （平成30年11月同925番16を宇都宮市に譲渡）	12,006.23 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更並びに平成30年7月の分筆及び当該分筆部分に係る平成30年11月の一部譲渡	宇都宮市陽南4丁目925番14 （平成30年7月同925番14及び同925番16に分筆） （平成30年11月同925番16を宇都宮市に譲渡）	12,006.23 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更並びに平成30年7月の分筆及び当該分筆部分に係る平成30年11月の一部譲渡

<u>(令和5年9月同925番14、同925番18及び同925番19に分筆)</u>	<u>並びに令和5年9月の分筆及び当該分筆部分に係る令和6年2月の</u>	
<u>(令和6年2月同925番18及び同925番19を宇都宮市に譲渡)</u>	<u>一部譲渡により、現在は10,458.37)</u>	<u>により、現在は11,831.60)</u>
略		略
2 略		2 略

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第42号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第43号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第44号 工事請負契約の変更について
- 4 専決処分第45号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第46号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 専決処分第47号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第48号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第49号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第50号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第51号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第52号 損害賠償の額の決定及び和解について

- 12 専決処分第53号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 13 専決処分第54号 訴えの提起について
- 14 専決処分第55号 訴えの提起について
- 15 専決処分第56号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 16 専決処分第57号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 17 専決処分第58号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 18 専決処分第59号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 19 専決処分第60号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第44号

工事請負契約の変更について

令和4年度栃木県議会第389回通常会議において、第17号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化））の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,183,897,000円とする。

令和5年10月4日

栃木県知事 福田 富 一